

美浜町予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第5号

美浜町予算決算会計規則の一部を改正する規則

美浜町予算決算会計規則(平成11年美浜町規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計管理者への合議)</p> <p>第55条 次に掲げる経費に係る支出負担行為をしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1件の金額が<u>1,000万円</u>を超えるもの</p>	<p>(会計管理者への合議)</p> <p>第55条 次に掲げる経費に係る支出負担行為をしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1件の金額が500万円を超えるもの</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。